

うるま警察署協議会 議事概要

開催年月日	令和2年2月19日（水）17：00～18：30	
開催場所	うるま警察署	
出席者	協議会委員 (8名)	知念 實、那覇 弘美、新垣 ミイ子、新里 浩光 佐久川 智恵美、諸見里 安伴、平川 薫、嘉陽 恵子
	警察署 (11名)	署長、副署長、各課長
議事概要	<p>1 会長挨拶</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>3 警察による活動状況報告</p> <p>4 協議</p> <p>(1) DV・ストーカー事案の対応について</p> <p>委員：DVによる認知件数と検挙件数などの報告を受けたが認知・検挙以外について説明をお願いしたい。</p> <p>警察：認知・検挙以外では、相談や保護対策を継続している事案となる。具体的には被害女性相談所への紹介、トラブルが発生していないか確認、トラブルがある場合は被害届の提出を促す、一時避難を促すなどの対応を行っている。</p> <p>DV問題は、当事者双方で解決できずトラブルになっているため、家族や行政機関、警察が間に入って相談を受けることで沈静化する場合がある。また、軽微なDVは半年で事案が沈静化することもある。一方で事案背景や内容が複雑、悪質などの場合は、再発することが多いため継続して警察が対応する必要がある。</p> <p>委員：事件化とはどういったことなのか。</p> <p>警察：被害者（関係者）から被害届を受理して傷害や暴行といった事件として警察が取り扱う事案である。</p> <p>被害届の提出がない場合でも危険性、重大性、再被害の可能性被害者、関係者の意向、感情等総合的に判断して事件として取り扱うこともあり得る。</p> <p>この種事案は、事件として取り扱うことも重要であるが被害関係者の生命・身体の安全の確保を最優先として、保護対策に重点を置いている。</p> <p>委員：検挙後の被害者への保護対策はどのように行っているのか。</p> <p>警察：例えば、行為者が逮捕された事案であれば、刑務所からの出所時期を確認するとともに、被害者へ接触しないように警告する等を行うほか、被害者の保護対策を再度実施することとなる。</p>	

議 事 概 要

先程も申し上げたとおりDV事案は事件化後も終了するのではなく、被害者、関係者の生命・身体の安全確保を最優先としているため安全性の確認が取れるまでは保護対策を継続している。

そのほかにも事案に応じて行為者の所在等の動向把握、他の都道府県警察間での情報共有などを行っている。

委員：事件化した後、被害届を取り下げる場合もあるのか。

警察：被害届を取り下げるケースもある。例えば、行為者を逮捕後、翌日や2、3日後に、復縁したい、処罰を求めないとの意向等を示して行為者が釈放されることもある。

委員：幼い子が居る場合は、子の対応や心のケアが必要と思われるが、関係機関等への引継ぎ、連携等はどうか。

警察：事案内容に応じて児童相談所への情報提供、通告等を行うなど子供の保護についても連携して対応している。

(2) うるま市州崎地区の環境改善について

委員：うるま市州崎地区の現状はどうか。

警察：植栽や街路樹、空き地等の環境改善には至っていないため、空き地等の対策として県に対して企業誘致、立地等を継続している。

委員：ある通り会では、街路樹の落葉や道路の視認性に問題があったことから道路管理者(沖縄県中部土木事務所)へ申入れを行った。

参考になると思うが、この申入れ以外にも県議会議員、市議会議員等の協力をいただき、県へ申入れを行ったところ、安全の確保に向けて改善を行うこととなった。

委員：県道75号線は、交通量が多いため重大事故が発生することも懸念される。対策はどうか。

警察：県道75号線は、当署としても交通量が多く、委員御指摘のとおり重大事故が発生する可能性が高いと認識している。

実際に昨年、単独による死亡事故が発生したことから、コーンバーを設置するなどの安全施設の整備・改善を行った。

残念ながら、その後も死亡事故が発生したため、更なる安全施設の拡充・整備に向けて道路管理者へ必要な要請を行った。

(3) 川田駐在所の用途変更について

委員：川田駐在所が警察官詰所へ用途変更され、駐在所の機能が失われたことから、地域住民は寂しく思っている。

ただ、地域住民の皆さんは駐在所の警察官に長年、見守られてきたことからこれまでの駐在さんの御労苦に感謝の声もある。

警察：駐在所の用途変更後も、パトカーなどのパトロールや事件事故が発生した場合の早期臨場など機動力を十分に活かして地域の治安の確保と地域住民の安心感の向上・維持に努めたい。

以 上